

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業所 スターチスが提供するサービスについての相談窓口および相談日等

相談日	月曜日～金曜日（ただし、祝祭日、 8月13日～8月16日までと12月29日～1月3日を除く）
相談時間	9時00分～17時00分
電 話	048-594-9405
FAX	048-594-9406

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	居宅介護支援事業所 スターチス
所在地	埼玉県行田市富士見町2丁目12-17
事業所番号	1173701259
通常の事業の実施地域	行田市

(2) 業務従事者

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	本事業所の介護支援専門員、その他の従業員の管理、指導命令等を行う。	常勤・兼務
介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。	常勤・内1名は管理者と兼務

3. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉医療サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏する事のないよう公正中立に行う。

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行います。また、当該計画作成後においても、介護サービス事業者の選定など、利用者や家族の希望を踏まえつつ、公正中立に介護支援を行います。

(2) 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用サービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業所の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

5. 提供するサービスの内容と料金

【サービスの内容】

内容	提供方法
----	------

退院・退所加算	(Ⅰ) イ	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。
	4, 684円	
	(Ⅰ) ロ	
	6, 246円	
	(Ⅱ) イ	
	6, 246円	
	(Ⅱ) ロ	(Ⅰ) イ 連携1回
	7, 807円	(Ⅰ) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による)
	(Ⅲ)	(Ⅱ) イ 連携2回以上
		(Ⅱ) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加)
		(Ⅲ) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)
	9, 369円	

※退院・退所加算を算定した場合、初回加算は算定しません。

6. 解約

- 1) 利用者は当所に対し通知をする事により、いつでもこの契約を解約する事が出来ます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 2) 事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して契約終了日1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせする事により、契約を解除する事はあります。この場合、他の居宅介護支援事業者に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保健サービスを受ける事が出来るよう手配いたします。

7. 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了いたします。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
介護保険施設等に入所にあたっては、必要な支援を行います。
- 2) 利用者が要介護でなくなった場合。
地域の保健福祉一般施策情報提供等の支援を行います。
- 3) 利用者が死亡した場合。

8. プライバシーの保護

- 1) 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3) 当事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

9. 相談・苦情窓口

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 介護支援専門員 小島 敦子 080-7091-3771

② その他

当社以外に市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝える事ができます。

窓口	住所	電話番号
行田市役所 健康福祉部 高齢者福祉課	行田市本丸2-5	048-556-1111 (内線277)
埼玉県国民健康保険団体連合会	埼玉県さいたま市中央区 大字下落合1704番 (国保会館)	048-824-2568 (介護福祉課・苦情相談専用)

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険

1 1. 公正中立な立場での業務の実施

当事業所は、利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、利用者の希望必要性に反して特定の事業所・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行っています。

利用者や家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

1 2. サービス調整中での利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

1 3. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙参照

1 4 ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項 及び労働施策の総合的な推進並び に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、 セクシュアルハラスメントや パワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します
 - ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ 行為等）

1 5 感染症や災害の対応力強化 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施 します。

感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

(1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備

(2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

16 虐待の防止について 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 苦情解決体制を整備しています。

(6) サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者 小島敦子

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	埼玉県行田市富士見町2丁目12-17
名称	合同会社ポコアポコ
代表者名	代表社員 小島敦子 印

説明者

事業所名	居宅介護支援事業所 スターチス
氏名	小島 敦子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印